

令和4年9月21日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和3年(行ウ)第6号 公文書不開示処分取消等請求事件

口頭弁論終結の日 令和4年6月15日

判 決

5 福井市

原 告

同訴訟代理人弁護士

福井市大手3丁目17番1号

10

被 告

同代表者兼処分行政庁

同訴訟代理人弁護士

同指定代理人

15

吉 川 健 司

茂 呂 信 吾

福 井 県

福 井 県 知 事

杉 本 達 治

金 井 亨

内 田 博 幸

福 住 知 宏

西 川 栄 一

千 葉 直 樹

主 文

1 福井県知事が、令和元年12月23日付けで原告に対してした公文書一部公  
20 開決定(人第419号)のうち、調査対象者の回答内容及び高浜町内の警備会  
社の名称を公開しないとした部分を取り消す。

2 訴訟費用は、被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

25

主文同旨

第2 事案の概要等

## 1 事案の概要

本件は、原告が、福井県知事に対し、福井県情報公開条例（平成12年3月21日福井県条例第4号。ただし、平成27年12月22日条例第40号による改正後のもの。以下「本件条例」という。）に基づき、高浜町の元助役から福井県の職員への贈与の有無に係る県の調査委員会報告書についての根拠及び基礎資料一式を公開することを請求したところ、福井県知事から、令和元年12月23日付けで公文書一部公開決定（人第419号。以下「本件処分」という。）を受けたため、本件処分のうち調査対象者の回答内容及び高浜町内の警備会社の名称を公開しないとした部分（以下「本件非公開部分」という。）は違法であると主張して、被告に対し、本件処分のうち本件非公開部分の取消しを求める事案である。

## 2 本件条例の定め

別紙のとおり

## 3 前提事実（争いのない事実並びに後掲証拠及び弁論の全趣旨から容易に認められる事実）

### (1) 被告が調査委員会を設置した経緯とその調査結果等

ア 関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）は、令和元年9月27日、平成23年（2011年）から7年間にわたり、同社社長ら20名が高浜町元助役の亡森山栄治（以下「亡森山」という。）から合計3億2000万円相当の金品を受領していたことを発表した。この問題に関連して、同年10月3日、亡森山が福祉行政や嶺南振興担当の福井県幹部に贈答品を渡していた等との報道があった。（甲1）

イ 福井県知事は、令和元年10月4日、福井県議会において、前記アの事実関係を明らかにするために調査を行い、調査結果について福井県議会に説明する旨を表明した。

被告は、同月15日、被告の顧問弁護士3名で構成する高浜町元助役関

係調査委員会（以下「本件調査委員会」という。）を設置した。（甲1）  
ウ 本件調査委員会は、令和元年10月18日から次の内容の調査を開始した（甲1。以下、本件調査委員会による調査を「本件調査」ということがある。）。

5 (ア) 調査事項

亡森山との関係、接点（長年慣行化している事項の有無等）、亡森山からの金品授受等の有無、亡森山による県行政への影響（県施策への要請の有無、県発注工事・契約の適正性等）、原因の分析と類似事案の再発防止策

10 (イ) 調査対象

a 特別職

b 亡森山との関係・接点が想定される部局（健康福祉部、安全環境部、土木部、農林水産部、教育庁）の部長級、副部長級等の職員

c 地域福祉課長、地域福祉課人権室長、生涯学習・文化財課課長及び同課参事

15 d 嶺南振興局長・副局長、小浜土木事務所長、若狭健康福祉センター所長、嶺南教育事務所長

(ウ) 調査対象期間

20 亡森山が死亡した平成31年3月以前に調査対象となる職に就いていた職員（退職者を含む。）の存命者に対し、調査を実施する。

(エ) 調査方法

特別職、部長、嶺南振興局長等の幹部職員及び小浜土木事務所長については、原則として委員の弁護士が直接、聞き取り調査を実施する。

25 その他の職員については、原則として事務局が聞き取り調査を行い、本件調査委員会に調査結果を報告した上で、委員の弁護士が必要に応じて直接聞き取り調査を実施する。

エ 本件調査委員会は、令和元年11月21日、「高浜町元助役との関係にかか  
る調査報告書」（甲1。以下「本件調査報告書」という。）を公表した。これによ  
ると、調査対象者は377名で、うち死亡者等を除いて調査が実施された対象者  
は313名であり、本件調査により、現役の県職員12名と退職者97名の合計109  
名が亡森山から金品や贈答品を受領していたことが判明した。（甲1、2）

オ 被告は、純金小判と商品券の合計20万円相当を受け取った現役の県職員  
1名に対して戒告の懲戒処分を、退職者28人を戒告相当、書面訓戒相当など  
とした（甲2）。

## (2) 原告による公文書公開請求と本件処分

ア 原告は、令和元年11月25日、福井県知事に対し、本件条例5条に基づ  
き、関西電力の役員らに多額の金品を渡していた高浜町の元助役である亡森  
山が福井県職員にも現金などを贈っていた問題について本件調査委員会が同  
月21日に公表した本件調査報告書の根拠及び基礎資料一式を公開することを  
請求した（甲3。以下、この公開請求を「本件公開請求」という。）。

イ 福井県知事は、令和元年12月23日、原告に対し、本件公開請求につ  
き、公文書一部公開決定（人第419号。甲4。本件処分）をした。本件処分  
には、①本件調査報告書の根拠及び基礎資料（調査様式、調査票）中の「調  
査対象者の回答内容」部分につき、本件条例7条5号、7号に該当する、②本  
件調査報告書の根拠及び基礎資料（高浜町内の警備会社にかか  
る契約状況調〔全所属分〕）中の「高浜町内の警備会社の名称」部分につ  
き、本件条例7条2号に該当することを理由として、いずれも公開しない  
こととする部分（本件非公開部分）が含まれていた。

## (3) 審査請求と裁決等

ア 原告は、令和2年2月13日、本件処分のうちの本件非公開部分などを

公開することを求めて、福井県知事に対して審査請求をした（以下「本件審査請求」という。）。

イ 福井県知事は、令和2年8月28日、福井県公文書公開審査会に対して、本件審査請求について諮問した。

5 同審査会は、令和3年2月9日、福井県知事に本件処分が妥当である旨の答申書を提出し、同日、原告に同答申書の写しを送付した（甲5）。

ウ 福井県知事は、令和3年2月22日、本件審査請求を棄却した（甲6）。

#### 4 争点

本件処分のうちの本件非公開部分の適法性

#### 10 5 争点に関する当事者の主張

（被告の主張）

##### (1) 本件処分のうち調査対象者の回答内容を非公開としたことの適法性

ア 本件条例7条1号該当事由の有無

（ア） 本件条例7条1号本文の事由の有無

15 被告は、本件公開請求に対して、調査対象者の関連職歴を開示しており、回答内容まで開示すれば、調査対象者である公務員の調査時点の職や氏名を非公開としても、当該調査対象者が特定される可能性が十分にあるから、調査対象者の回答内容は、「特定の個人を識別することができるもの」といえる。

20 また、回答内容に懲戒処分のおそれのある本人にとって不利な情報が含まれている場合、当該情報は公務に関連した情報ではあるが、公務員の処分歴や名誉に関わる当該公務員固有の情報でもあり、本人としては一般的にこれを他人に知られたくないと望み、そう望むことが正当であると認められるから、公務員の個人に関する情報としてみだりに公開されるべきではないのであって、このような情報は、「個人に関する情報」  
25 であるというべきである。そして、調査対象者の回答内容も上記と同様

の性質を有するものであるから、「個人に関する情報」である。

(イ) 本件条例7条1号ただし書ハによる除外事由の有無

5 a 回答内容に懲戒処分のおそれのある本人にとって不利な情報が含まれている場合には、当該情報は公務に関連した情報ではあったとしても、前記(ア)のとおり、「個人に関する情報」であって、「職務の遂行に係る情報」には該当しない。

10 回答内容に含まれるその余の情報は、調査対象者が、その地位に基づいて所掌する事務と直接の関連性を有する情報とはいえ、私事に関する職員の個人情報であることから、「職務の遂行に係る情報」には該当しない。

b また、調査対象者のうち退職者は、そもそも「公務員等」には当たらないから、本件条例7条1項ただし書ハの適用はない。

15 c なお、本件処分では、本件条例7条1号が理由とされていなかったが、審判の対象は、本件処分の理由の適否ではなく、本件処分の実体上及び手続上の違法性一般であるから、処分理由を追加することは許される。

イ 本件条例7条5号該当事由の有無

(ア) 本件条例7条5号本文の事由の有無

20 a 対面調査の実施に際しては、全調査対象者に対して黙秘権の行使が可能である旨及び現職に対しては本日の発言内容によっては懲戒処分等の不利益を被る可能性がある旨を必ず告知したこと、調査対象者の回答内容は、当該調査対象者が特定され必要以上の社会的制裁を受ける可能性もあること、他職員に関する伝聞情報が情報公開の対象となれば、当該他職員の弁解のないまま開示することとなり、同人がいわれもなき社会的制裁を受ける可能性すらあること等を考慮すると、情報の性質上、調査対象者が当該情報の公開を容認していたとは考えら

25

れず、本件調査委員会も公にすることを予定せずに情報の提供を受けており、調査対象者及び実施機関との間で公開しないことについて黙示の合意があったというべきであるから、調査対象者は、実施機関の要請を受けて公にしないことを前提として任意に回答をしたといえる。

5 本件調査委員会の委員である各弁護士は、「福井県情報公開条例の解釈運用基準」(乙7)のいう「本庁各課(室)および出先機関等」の「等」に含まれ、また、福井県総務部人事課は同基準の「本庁各課」に該当し、いずれも本件条例第7条5号に定める実施機関として非公開約束の当事者となり得る。仮に各弁護士が実施機関ではないとする  
10 なら、実施機関としての人事課の履行補助者というべき立場にあって、人事課と調査対象者との間で非公開約束が成立していると解することになる。

なお、原告は、仮に非公開約束があったとしても無効であると主張するが、任意提供情報は、本件条例7条5号に基づき非公開とすることが認められており、また、非公開約束は地方公務員法に違反するもの  
15 ではなく、退職者については地方公務員法の適用の対象外であって、非公開約束が無効となるものではない。

b 書面調査においても対面調査と同じく、情報の性質上、調査対象者が当該情報の公開を容認していたとは考えられず、本件調査委員会も  
20 公にすることを予定せずに情報の提供を受けており、調査対象者は実施機関の要請を受けて公にしないことを前提に任意に回答を行ったものである。なお、書面調査対象者に対しては、「実態を把握して結果を公表するとともに、不正な事案が確認された場合には、再発防止策を講じる」と書面で通知しており、調査結果を公表すると告知したのは、回答内容そのものは公表せず、実態を把握して、亡森山による県  
25 行政への影響の有無を判断し、その結果を公表するとともに、不正

な事案が確認された場合には再発防止策を講じるという趣旨である。

(イ) 本件条例 7 条 5 号ただし書による除外事由の有無

5 県行政と亡森山との事実関係については、本件調査委員会が記者会見を行い、報告書として調査結果を広く開示しているから、これ以上の情報が、本件条例 7 条 5 号ただし書の「人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とはいえない。

ウ 本件条例 7 条 7 号該当事由の有無

10 回答内容が公開されると調査対象者が認識する場合、自己や他職員に不利益な情報が公開されることを危惧して回答を拒んだり十分な回答を控えたりする等、今後の同種の調査を行う際に調査対象者から協力を得られなくなるおそれがあり、事実の正確な把握が困難になることから、本件条例 7 条 7 号に該当する。

15 また、原告は今後同種の調査を行う場合の回答拒否を懸念するのであれば、調査委員会を条例化し、調査協力義務を課すことで対応できるというが、問題は、将来の調査を行った場合正確な事実の把握を困難にしないか、調査の適正な遂行に支障を及ぼさないかどうかであって、条例化すれば足りるというものではない。

20 (2) 本件処分のうち高浜町内の警備会社の名称部分を非公開としたことの適法性 (本件条例 7 条 2 号該当事由の有無)

25 ア 亡森山が顧問を務めていた「吉田開発」の社名が公になった際、福井市内の同名の別会社に対する苦情や無言電話が多数発生する事案が現に生じたと令和元年 10 月 5 日付け福井新聞で報道されており、被告が警備会社の社名を公表することで同様の被害の発生が容易に想定される社会情勢であり、本件処分当時、株式会社オーイング (以下「オーイング社」という。) の社名を公表することは、同社に苦情が殺到し、深刻な風評被害や



競争力低下などを招き、同社の正当な利益を害するおそれがあった。なお、福井新聞、県民福井の地元2紙や関西電力は一貫してオーイング社の社名を公表しておらず、令和元年12月23日より前に新聞記事等によりオーイング社の社名が記載されていたとしても、このことによりオーイング社に保護されるべき利益がなくなったとはいえない。

イ また、本件条例7条2号ただし書による除外事由に該当するものはない。

(原告の主張)

(1) 本件処分のうち調査対象者の回答内容を非公開としたことの適法性

ア 本件条例7条1号該当事由の有無

本件調査報告書によれば調査対象者は377名に及び、回答があった者だけでも313名に及び、関連職歴は「特別職、健康福祉部、安全環境部、土木部、農林水産部、教育庁、地域福祉課長、地域福祉課人権室長、生涯学習・文化財課長、生涯学習・文化財課参事(社会教育)、嶺南振興局長・副局長、小浜土木事務所長、若狭健康福祉センター所長、嶺南教育事務所長」と多数の部局に及び、かつ、調査対象期間は、少なくとも20年を超えている。上記の期間に関連職歴であった者が2～4年で人事異動したと推測されること、被告が「回答内容だけで調査対象者の特定が可能である」という主張をしていないことを考慮すると、回答内容から調査対象者を特定することは現実的に不可能であって、「特定の個人を識別することができるもの」であるとはいえない。

そもそも、調査対象者の回答内容は、「個人に関する情報」ではないから、本件条例7条1号ただし書による除外事由の有無を検討するまでもなく、同号本文の事由に該当しない。

なお、被告の主張は、調査対象者の回答内容はその内容によっては「個人に関する情報」に該当するというものであるが、福井県知事は、本件処分時において、調査対象者の回答内容を一律に非開示とする理由

として、本件条例7条1号該当性を挙げてはいなかったのであり、被告の主張は、本件処分の理由と整合しない。

イ 本件条例7条5号該当事由の有無

(ア) 本件条例7条5号本文の事由の有無

5 公開しないことについて黙示的な合意があったとする点是否認する。  
調査対象者が実施機関の要請を受けて、公にしないことを条件として任意に提供したとはいえない。

10 a 対面調査において黙秘権を告知したからといって、それによって対面調査対象者が回答内容を非公開とする黙示の意思を有していたとはいえない。

非公開約束の他方当事者は、本件条例7条5号の「実施機関」であるが、本件調査委員会は実施機関には当たらない。

15 仮に調査主体と調査対象者との間で調査内容結果についての非公開約束がなされたとしても、地方公務員法に違反する無効な約束であり、非公開とする理由にはなり得ない。

b 書面調査対象者について、調査内容を開示することを望む者が一人もいなかったとは考えられない。また、対面調査において黙秘権を告知したことをもって黙示の非公開約束があったといえるのだとすれば、書面調査対象者について、非公開約束があったとはいえない。

20 (イ) 本件条例7条5号ただし書による除外事由の有無

仮に非公開約束が認められるとしても、回答内容を開示することによって県民の知る権利にこたえ、県の行政が亡森山によって不当にゆがめられていた状態を正常化し、ひいては、県民の生命、健康、生活、財産が福井県によって正常に保護されるようにするという利益と比較する  
25 ならば回答内容を公にしないことによって得られる利益は、地方公務員が自らの違法性を疑われても仕方のない行為を県民に知らせないように

して、正当な批判を受けないようにするというものにすぎず、前者の利益が後者の利益を上回ることは明らかである。

ウ 本件条例 7 条 7 号該当事由の有無

5 被告は、福井県職員に対して、調査に応じるよう職務命令を出すことが可能であり、調査に応じなければ懲戒処分さえ可能であるから、その結果、県の行政の遂行に支障が生じるようなことが起きる蓋然性が高いとはいえない。また、本件は、県の歴代幹部ら 109 人が金品等を受領していた前代未聞の事件であり、今後も同種の調査を実施しなければならない蓋然性は低い。

10 今後同種の調査を行う場合の回答（調査）拒否を懸念するのであれば、本件を教訓にして、調査委員会を条例化し、県職員に対し、調査協力義務を課すことで対応可能である。

したがって、調査対象者の回答内容につき、本件条例 7 条 7 号の事由があるとはいえない。

15 (2) 本件処分のうち高浜町内の警備会社の名称部分を非公開としたことの適法性（本件条例 7 条 2 号該当事由の有無）

被告は、本件処分当時、新聞報道で高浜町内の警備会社の名称が記載されているものはほとんどないことも公開しないことを正当化する理由としているが、同時点においても同会社の名前として「オーイング」と明記した新聞記事が複数存在する。

20 さらに、オーイング社の社名の公表により、「苦情の殺到」が生じるとは考えられない。

したがって、当該会社の名称を公表することにより同社の事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとはいえず、本件条例 7 条 2 号本文の事由があるとはいえない。

25 第 3 当裁判所の判断

## 1 結論

本件処分は、本件条例7条1号、同2号、同5号、同7号の非公開事由がないにもかかわらず、「調査対象者の回答内容」及び「高浜町内の警備会社の名称」について非公開としたものであって、かかる部分（本件非公開部分）に違法があるといえる。

## 2 認定事実（後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば次の事実が認められる。）

(1) 本件調査委員会による対面調査では、その調査事項（前記前提事実(1)ウ(ア)の一つである「亡森山との関係・接点（長年慣行化している事項の有無等）」について、例えば「〇〇職についていたが、森山元助役と何らかの関係や接点があったか。」、「いつ、どこで、どのような関係や接点があったか。」等の具体的な質問をし、また、その他の同委員会の調査事項である「亡森山からの金品授受等の有無」や「亡森山による県行政への影響」等についても、公共工事その他県施策等への請託ないし要請の有無及び内容、金品授受の具体的内容やその後の対応や今後の対応に関する考え等について、前同様の具体的な質問をして、それらの回答を直接聴き取ることによる調査がされた（乙2）。

(2) また、本件調査委員会による書面調査では、上記対面調査による聴取事項に準じて、亡森山から金品等の授受があったか、ある場合には県の施策等に対する要請を受けたか等について調査票への回答を求める方法による調査がされた（乙3）。この書面調査に際しては、書面調査対象者に対し、「調査により、実態を把握して結果を公表するとともに、不正な事案が確認された場合には、再発防止策を講じてまいりたい」旨の通知がされている（乙4）。

(3) 本件調査に用いられた調査票及び連絡文書には、調査の回答結果を非開示とすることは明記されていない（乙2ないし4）。

(4) 亡森山が取締役を務めていた高浜町内の警備会社の関係について

ア 令和元年10月5日付けの福井新聞において、亡森山と深い関係にあつ

た建設会社「吉田開発」と同名の福井市にある無関係の不動産会社に無言電話や苦情の電話が相次ぎ、令和元年9月29日以降、迷惑電話が約50件あった旨が報じられた(乙5)。

イ 本件調査報告書では、亡森山が取締役を務めていた高浜町内の警備会社と被告との契約状況について、適正であった旨が報告されている(甲1[11頁])。

### 3 本件処分のうち調査対象者の回答内容を非公開としたことの適法性

#### (1) 本件条例7条1号該当事由の有無

##### ア 本件条例7条1号本文の事由の有無

被告は、調査対象者の回答に懲戒処分のおそれのある本人にとって不利な情報が含まれている場合、それらは公務員の処分歴や名誉に関わる当該公務員固有の情報となるから、調査対象者の回答内容は、本件条例7条1号本文にいう「個人に関する情報」に該当し、かつ、当該公務員の調査時点での職や氏名をたとえ非公開としても、開示された関連職歴などとあいまって調査対象者が特定される可能性が十分にあるから、同号本文にいう「特定の個人を識別することができるもの」といえる旨主張する。

しかしながら、本件調査に関する調査対象者の回答内容は、「個人に関する情報」に該当するとはいえない。すなわち、本件条例の趣旨は、個人のプライバシーその他の正当な権利利益を保護するところであり、個人のプライバシーその他の正当な権利利益として保護するに値しない情報は「個人に関する情報」には該当しないと解されるどころ、本件調査は、高浜町や関西電力と協同連携するなどしつつ、高浜町に立地する原子力発電所の存立維持を図っているといえる福井県庁にあって、その関係部局が関連する県行政を組織的一体的に行っていく中で、高浜町の元助役が関西電力の役員らのみならず福井県の幹部ほか多数の職員等に対

し、長年にわたり儀礼の範囲を超える金品を贈答し続けていた疑いが生じたことを契機として、前記事実関係を明らかにするために行われたものであり、調査結果については福井県議会に説明する旨が表明されていたほか、実際に本件調査で用いられた調査様式や連絡文書にも回答結果について非開示とする旨が明記されていなかったことからすれば（前記2の認定事実(1)ないし(3)）、調査対象者の回答内容自体が公開されることもあり得ることが前提であったと解される。また、本件調査における調査対象者の回答内容は、公務の公正に強く関わる性質の情報であるから、これを非開示とする正当な権利利益が実際に回答した調査対象者にあるとも考え難い。そうすると、調査対象者の回答は、個人のプライバシーその他の正当な権利利益として保護するに値しない情報といえるから、「個人に関する情報」とはいえない。

したがって、調査対象者の回答内容が、その余の本件条例7条1号本文における要件である「特定の個人を識別することのできる情報」であるかどうかについて検討するまでもなく、同条号を理由とする不開示処分には理由がない。

イ 本件条例7条1号ただし書による除外事由の有無について

なお仮に、調査対象者の回答内容が本件条例7条1号本文の要件を満たすと認められる場合であっても、本件調査では、高浜町元助役であった亡森山との関係・接点に加えて、県の施策等に対する請託の有無や金品授受があった場合の今後の考えなどをも聴取していることからすると（前記2の認定事実(1)）、本件調査によって得られた調査対象者の回答内容は、単に亡森山との贈答品の授受に係る事実関係の確認ということを超えて、公務員たる調査対象者の職務の遂行の適正性についての情報であるといえる。そうすると、その回答内容は、非公開の除外事由について定めた同号ただし書ハにいう「公務員等・・・の・・・職務の遂行

に係る情報」に該当するものというべきである。

この点、被告は、退職者については本件条例7条1号ただし書ハの適用はない旨主張するが、退職者のような既に公務員ではない場合であっても、公務員であった当時の情報については、同号ただし書ハの適用があると認められる。

また、同号ただし書ハでは、「当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある」場合には除外事由の適用が排除されているが、本件調査における調査対象者の回答内容は、公務員たる調査対象者の職務の遂行の適正性にかかる職務の遂行に係る情報として、公務の公正に強く関わる性質の情報であるから、当該情報の開示が特定の公務員にとって不利なものであったとしても、その開示による不利益は公務の公正を確保するために正当なものというべきであって、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあるものとはいえない。

ウ 以上のおりであるから、本件調査における調査対象者の回答内容については、本件条例7条1号の不開示事由があるとは認められない。

(2) 本件条例7条5号該当事由の有無

本件では、本件調査における調査対象者の回答内容が、明示的ないし黙示的に公にしないことを条件として任意に提供されていたものと認めることはできない。

この点、被告は、対面調査対象者に対して黙秘権等を告知していること、調査の回答内容が回答者に不利なものであること、書面調査対象者に対して「実態を把握して結果を公表するとともに、不正な事案が確認された場合には、再発防止策を講じる」と書面で通知していること等の事実を指摘して、黙示に非公開約束がされていると主張する。しかし、黙秘権等の告知が直ちに非公開約束につながるものではなく、調査の回答内容が回答者に不利なものであるかどうか、個別の回答内容によるところであって、回答者による

回答内容の全てが当然に回答者に不利なものであるとは考え難い。また、  
「実態を把握して結果を公表する」という文言をもって、調査回答内容の公  
表を除外する趣旨までを読み込むこともできない。その他黙示の非公開約束  
を推認させる事情も存しない。そうすると、被告指摘の事情を踏まえてもな  
お、黙示の非公開約束を認定することはできない。

以上によれば、本件調査における調査対象者の回答内容は、公にしないこ  
とを条件として任意に提供した情報とはいえないから、本件条例7条5号の  
非公開事由があるとは認められない。

(3) 本件条例7条7号該当事由の有無

被告は、調査対象者が自らの回答内容が公開されると認識している場合、  
自己や他職員に不利益な情報が公開されることを危惧して回答を拒んだり十  
分な回答を控えたりする等、今後の同種の調査を行う際に調査対象者から協  
力を得られなくなるおそれがあり、事実の正確な把握を困難にするおそれ  
があるなどと主張して、本件条例7条7号に該当すると主張する。

しかし、本件では調査対象者の回答内容について公開されないことが前提  
となっていたという事情は認められず、たとえ、今後も被告において将来的  
に同種の調査事務が行われることがあり得るとしても、調査主体を外部者に  
よる第三者委員会に委ねた上で、回答内容が公開されないことを条件として  
定めるなどして、調査対象者から十分な回答を受けることは可能と解される。  
そうすると、本件において、調査対象者の回答内容を公にしたとしても、被  
告の指摘するような正確な事実の把握を困難にする具体的なおそれがある  
とはいえない。

以上によれば、本件調査における調査対象者の回答内容につき、本件条例  
7条7号の不開示事由があるとは認められない。

- 4 本件処分のうち高浜町内の警備会社の名称部分を非公開としたことの適法性  
被告は、契約状況の適切であった吉田開発に苦情の電話が殺到したことから、



高浜町内の警備会社の名称部分を開示すれば、同社が誤解を受けて、社会的評価が低下し、同社の競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあったと主張する。

確かに、被告が指摘するように契約状況が適切であるにもかかわらず、社名の公表により、被告と当該会社の契約状況についての誤解を受け、社会的評価が低下し、同社の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが生じることは一般的にはあり得る。しかし、「吉田開発」と同名の会社に苦情の電話が殺到したのは、令和元年10月5日以前のこと、つまり本件調査報告書が提出される前のことであり、同年11月21日に発表された本件調査報告書において、亡森山が取締役を務めていた高浜町内の警備会社と被告との間の契約状況は適正であったと報告されていること（前記2の認定事実(4)イ）をも踏まえれば、少なくとも本件処分当時である同年12月23日時点では、本件公開請求に対する高浜町内の警備会社の名称部分を開示することにより、同社が誤解を受けて、社会的評価が低下し、同社の競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれが具体的にあったとは認められない。

そうすると、高浜町内の警備会社の名称部分について、本件条例7条2号本文の事由があるとは認められない。

## 5 まとめ

以上のとおり、福井県知事は、本件公開請求に対し、非公開事由がないのに一部非公開決定をしており、本件処分のうちの本件非公開部分が違法であると認められるから、主文のとおり判決する。

福井地方裁判所民事部

裁判長裁判官 上 杉 英 司

裁判官 神 谷 善 英

裁判官 亀 井 奨 之

5

## 別紙

### 本件条例の定め

#### 1 目的（1条）

5 この条例は、公文書の公開を請求する権利の内容を明らかにするとともに、公文書の公開の手續その他必要な事項を定めることにより、県民の県政参加の一層の推進および県政の公正な運営の確保を図り、もって地方自治の本旨に基づいた県政の推進に資することを目的とする。

#### 10 2 定義（2条）

1 項 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、地方公営企業の管理者および警察本部長をいう。

15 2 項 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

20 1 号 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるもの

2 号 県立図書館その他の県の機関において、歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

#### 25 3 実施機関の責務（3条）

実施機関は、この条例に基づく公文書の公開を請求する権利がじゅうぶん保障

されるように、この条例を解釈し、および運用しなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないように、最大限の配慮をしなければならない。

5 4 公文書の公開を請求できるもの（5条）

何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。

5 公文書の公開義務（7条）

10 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

1 号 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令もしくは他の条例の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報

20 ロ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員および職員を除く。）、  
25 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以

下同じ。)の役員および職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員および職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および氏名ならびに当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員等の職および氏名に係る情報にあつては、公安委員会規則で定める職にある警察職員の氏名に係るものその他の公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く。)

2号 法人その他の団体(県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

5号 個人または法人等が、実施機関の要請を受けて、公にしないことを条件として任意に提供した情報であつて、個人または法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる情報。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

7号 県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困

難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ

5      ロ  契約、交渉または争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ

        ハ  調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

        ニ  人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

10     ホ  県、国もしくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等または地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

以上

これは正本である。

令和4年9月21日

福井地方裁判所民事部

裁判所書記官 谷 先 真 奈

